井川町移住定住促進のための町有地分譲受付概要

（１）申込

　　　①受付　令和５年８月３１日（木）　９時～正午

　　　②場所　産業課環境整備班窓口（代理受付可）

　　　※受付の際、同一区画に複数申込があった場合、抽選になる旨を申込者に対して説明する。その際、連絡先、抽選時間の確認・抽選になった場合もう一度来庁してもらう旨を説明する。

（２）申込の変更及び取り下げ希望

　　　①受付　１３時～１３時３０分

（ただし、変更申込は１回限り）

（３）１区画１人申込の場合

　　　①分譲決定　１４時

後日、宅地分譲申込結果通知書により通知する。

（４）希望区画に複数の申込者があった場合

　　　①抽選とする。（予備抽選・本抽選）

　　　②抽選時間　１４時

　　　③後日、分譲決定者に対して宅地分譲申込結果通知書により通知する。

（５）分譲決定者は、分譲決定後１４日以内に土地譲渡契約書にて売買契約を締結し、分譲価格の100分の10相当額を納入する。

（６）分譲代金には、契約印紙及び登記費用は含まれていないため、別途徴収する。

　　　（契約日から起算して３か月以内に分譲価格から前項の額を控除した金額を納入すること。）

　　　・契約印紙代：契約時に印紙を持参すること。

　　　・登記費用　：移転登記を町で行うため、町に納入すること。

（７）土地譲渡契約書・登記簿等に買戻特約条項を付記する。

（８）希望者のない区画がでた場合

　　　①令和５年９月１日以降、９時から正午まで随時受付し、先着順とする。

　　　②複数同時申込の場合は１４時より抽選とする。（予備抽選・本抽選）